ご確認ください！

県庁舎での縦覧・閲覧時には全ての情報が公開されます

**※法改正により令和３年６月９日より役員名簿、社員名簿の個人の住所・居所は閲覧の対象外です。**

個人の氏名等の個人情報や印影、口座番号は犯罪に用いられる恐れがあります。

県庁舎での縦覧・閲覧（謄写）時には、縦覧・閲覧の対象となる書類に記載されたすべての情報が、一般に公開されます。

個人情報保護や犯罪防止のため、縦覧・閲覧の対象となる書類の欄外への法人・個人印の押印や原本証明、必要以上の個人情報等の記載等はお控えください。

誤字・脱字、金額の誤り等もそのまま公開され、結果的に法人の信用を損なうことも考えられますので作成の際はご注意ください。

例１：事業報告書等

（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類の注記など）

|  |
| --- |
| 印  財産目録  ○○銀行口座番号○○○　　　円  自動車　○○-○○　　　　　 円  ○○からの借入金 円  ○〇の原本の写しであることを証する　印 |
|  |

←捨て印は不要です。

←口座番号の記載は不要です。

←車両ナンバーの記載は不要です。

←同意なく個人名を記載しないでください。（個人を識別可能な顔写真の掲載も同様です。）

←原本証明、押印は不要です。

例２：定款等

|  |
| --- |
| 印  定款  印  ○〇の原本の写しであることを証する　印 |

←捨て印は不要です。

←割り印は不要です。

←原本証明、押印は不要です。

※その他の各種届け出書類等も同様です。

問い合わせ先　岐阜県環境生活部県民生活課ＮＰＯ・宗教法人係　058-272-1111　内線2988